

京都市上下水道局告示第25号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成21年8月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名等

京都市伏見区久我東町1番地の144

オフィスまこと

小林 婦美子

2 廃止届出年月日

平成21年8月3日

(上下水道局水道部給水課)